

令和2年5月28日

生徒・保護者の皆様へ

県立姫路西高等学校

## 学校再開について

県立姫路西高等学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業後の学校再開にあたり、6月1日（月）～14日（日）の間については、文部科学省、県教育委員会からの通知等に基づき、次のとおり教育活動を実施します。

### 1 基本方針

学校における新型コロナウイルスの感染及びその拡大の危険性を可能な限り低減するため、次の3点を重視して、段階を踏みながら実施可能な教育活動を再開します。

#### (1) 接触・飛沫感染の防止

学年ごとの分散登校を実施し、大教室の利用や各教室における生徒の人数を減らすことにより生徒間の距離を拡大するとともに、教壇と生徒1列目との距離を十分に確保します。また、マスク着用や生徒の触れる部分のアルコール消毒等の必要な感染予防策を行います。

#### (2) 3つの「密」の排除

集団感染の危険性が高まる次の3つの条件がそろわないようにします。

ア 換気の悪い密閉空間

イ 多数が集まる密集場所

ウ 間近で会話や発声をする密接場面

#### (3) 差別や偏見の根絶

感染症に関する適切な知識を基に、感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別を断じて許しません。

### 2 家庭との連携

#### (1) 毎朝の検温と健康観察

ご家庭で毎朝の検温や風邪症状等の確認を行っていただくとともに、発熱や風邪症状、だるさ、息苦しさ等の症状がある場合は登校を見合わせ、学校へ連絡してください。その場合は、「出席停止」として取り扱い、「欠席」としません。なお、感染が疑われる症状がある時は、保健所等へ相談願います。

#### (2) マスクの着用

登校する際、生徒はできるかぎりマスクを着用してください。なお、手作りのマスクでも結構です（色柄、素材、形状等不問）。

### 3 授業等

#### (1) 分散登校

教室でのスペースを十分に確保するため、学年ごとに分散して登校し、授業を実施します。  
詳細な時間割及び使用教室等は別途連絡するので確認してください。

分散登校の形態（◎：登校、△：家庭学習）

日	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12
曜	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
1年	△	◎	◎	△	◎	◎	△	△	◎	◎
2年	◎	△	◎	◎	△	△	◎	◎	△	◎
3年	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△

#### (2) 一般の留意事項

##### ア 座席配置

生徒の間隔を可能な限り1m～2m確保します。

##### イ 換 気

気候上可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気します。

##### ウ 集団活動

生徒が長時間、近距離で対面するグループワークや一斉に大声を出す活動等は実施しません。

##### エ 教員の対策

授業を行う教員は、原則としてマスクを着用します。

#### (3) 特定教科での留意事項

##### ア 体 育

(ア) 生徒にはマスク着用を義務付けませんが、互いの距離を2m以上確保するとともに、不必要な会話や発声を行わないようにします。

(イ) 熱中症事故の防止に留意しつつ、多人数が密集しないよう分散授業を行います。

雨天時等、体育館等を使用する場合は、ドアや窓を開けて換気するとともに激しい運動を行わないようにします。

(ウ) 授業を行う教員は、原則としてマスクを着用します。

##### イ 理 科

生徒同士が近距離で活動する実験や観察は実施しません。

##### ウ 音 楽

室内で生徒が近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器演奏は実施しません。

##### エ 美 術

生徒同士が近距離で活動する共同制作等の活動は実施しません。

##### オ 家 庭

生徒同士が近距離で活動する調理実習は実施しません。

#### 4 部活動等

##### (1) 活動場所

校内のみとします。

##### (2) 活動日

月～金に2日及び土・日に1日を上限とします。

##### (3) 活動時間

1日90分を上限とします。

##### (4) 留意事項

ア 対外試合、合同練習、合宿等は禁止します。

イ 実際の活動については、タオル、コップ等の共用禁止、共有用具の消毒、活動場所の換気の徹底等、感染防止に十分留意したうえで実施します。

ウ 顧問が活動状況を確認し、生徒の健康・安全確保が困難であると判断した場合は活動を中止します。

エ 部室等の利用については、短時間とし、多くの生徒が一斉に入室しないよう指導します。

#### 5 他の学校生活

##### (1) 健康確認

授業中に体調不良を訴えた生徒等については、保健室や職員室等で検温及び健康観察等を行います。

発熱や風邪症状が見られた場合は、保護者に連絡するとともに公共交通機関の利用を控えるためにお迎えを依頼する場合があります。ご協力をお願いいたします。

##### (2) 手洗い

外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後等、こまめに手を洗うよう指導します。また、教室へ入室前の手指アルコール消毒を重ねて指導します。

##### (3) 消毒

教室やトイレ等で、多くの生徒が手を触れるドアノブ、手すり、スイッチ等について、消毒液を用いて清拭します。

##### (4) 集会

6月1日（月）～6月12日（金）の期間は全校集会を実施しません。

##### (5) 昼食

手洗いや、密閉・密集・密接な状態にならないよう指導します。

食堂は、消毒や換気、座席の制限など感染リスクを避ける対策を施し、再開します。

## 6 感染が広がった場合の対応

### (1) 生徒の感染等が判明した場合

#### ア 学校への連絡

次の場合に当てはまる生徒は登校を見合わせ、すみやかに学校へ連絡してください。その場合は、「出席停止」として取り扱い、「欠席」としません。

#### (ア) 感染が判明した場合

##### (イ) 感染の検査を受検した場合

##### (ウ) 濃厚接触者に特定された場合

#### イ 校内の消毒

保健所と連携し、当該の生徒や教職員が活動した範囲の物品等を消毒します。

#### ウ その他

教職員の感染等が判明した場合も、生徒に準じて取り扱います。

### (2) 臨時休業の判断

#### ア 感染者が発生した場合の臨時休業

県教育委員会が保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、校内での感染が広がっている可能性が高いと判断した場合、学級単位、学年単位又は学校全体での臨時休業を実施します。

#### イ 感染者が発生していない場合の臨時休業

県教育委員会が生徒や教職員の生活圏における感染状況により判断し、臨時休業を実施します。

## 7 6月15日以降の対応

### (1) 教育活動の継続

2週間後の生徒や教職員の生活圏における感染状況を踏まえ、県教育委員会等の指導に従い、学校として教育活動の継続について判断し、改めてお知らせします。

### (2) 夏季休業の短縮

学校再開後、臨時休業中に課した家庭学習の実施状況等を把握した上で、年間の指導計画等を踏まえ、現時点では以下のように計画しています。

7月16日(木)～7月22日(水)	7月考査
7月27日(月)～7月31日(金)	授業日
8月 3日(月)～8月 7日(金)	前期補習、三者面談(午後)
8月17日(月)～8月21日(金)	後期補習
8月24日(月)～	授業日